

令和 6 年 11 月 14 日
(理事・評議員合同会議決定)

**令和 7 年度
国の施策及び予算に関する重点提言
— 国土交通関係 —**

令和 6 年 11 月 14 日
全国市長会 経済委員会

— 目 次 —

1. 社会資本整備に関する重点提言	1
2. 道路整備の推進に関する重点提言	2
3. 水道・下水道事業に関する重点提言	3
4. 運輸・交通施策等に関する重点提言	5
5. 国土強靭化、防災・減災対策等の充実強化 に関する重点提言（抜粋）	7
6. 物価高騰等を踏まえた 地域経済対策の充実強化に関する重点提言（抜粋）	9

社会資本整備に関する重点提言

社会資本整備の推進を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 国土強靭化、防災・減災対策を加速化し、都市基盤の計画的かつ着実な整備を推進していくため、必要な公共事業予算を安定的に確保すること。

また、事業の計画的な実施に支障が生じることのないよう、現下の資材価格の高騰等を踏まえ、補助限度額の引上げを行うとともに、必要な財源を確実に確保すること。

2. 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、地方の計画的な事業執行に支障を来すことのないよう十分な予算を確保し、適切に配分すること。

3. 公共施設等の老朽化対策については、点検を含め、防災・安全交付金等による十分な支援を講じるとともに、必要な技術的支援を行うこと。

また、公共施設等適正管理推進事業債については、対象の拡大、要件の緩和を図るとともに、除却事業も元利償還金に対する交付税措置を講じるなど、公共施設等の集約化・複合化、転用及び除却に係る財政措置の更なる拡充を図ること。

道路整備の推進に関する重点提言

地方が真に必要とする道路整備を促進するため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地方が真に必要とする道路整備を計画的に実施できるよう、必要な財源を長期安定的に確保すること。

また、道路整備事業に係る社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、適切な財政措置を講じること。

2. ミッシングリンクの解消、新たな国土軸の形成及び大規模災害時における代替性確保等のため、高速自動車国道、一般国道及び地方道等について、地方の実情を十分勘案し、必要な財源を確保したうえで早期に整備すること。

3. 重要物流道路については、地方の実情を十分踏まえ指定するとともに、当該道路の機能強化及び整備を重点的に支援すること。

4. 高速自動車国道等における暫定2車線区間については、事故防止対策を推進するとともに、早期に4車線化すること。

5. 道路・橋梁等の老朽化対策及び適正な維持管理については、維持修繕に関する省令・告示の規定に基づく事業等に対し、防災・安全交付金等に加え、地方財政措置による十分な支援を講じるとともに、技術的支援等により都市自治体の負担を軽減すること。

また、橋梁等の点検については、地方の実情を踏まえ、その方法や頻度のあり方を見直すとともに、幅広く地方財政措置を講じること。

6. 子供を交通事故の被害から守るため、緊急安全点検の結果を踏まえ、交通安全施設等の整備の一層の促進を図るとともに、歩道の設置・拡充、自転車の利用空間の分離、防護柵の設置等により安全・安心な歩行空間の整備を強力に推進すること。

水道・下水道事業に関する重点提言

水道・下水道事業の基盤強化のため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 人口減少やインフラの老朽化が進む中で、持続可能な上下水道の事業運営が図られるよう必要な予算を確保すること。

その際、災害時においてもその機能が早期に確保されるよう、老朽化対策及び耐震化を重点的に進め、施設の強靭化を図ること。

2. 安全で安定した水道水の供給を図るため、水道施設について、災害対策、応急復旧対策、耐震化やリダンダンシーを含めた安全の強化、老朽化した施設の点検・更新・改良、再構築、統廃合等により生じた廃止施設の解体撤去等が促進されるよう財政措置の拡充等を図ること。

特に、防災・安全交付金については、適切な単価の設定、補助対象の拡大、補助採択基準の緩和、補助率の嵩上げを行うとともに、水道事業に対して適切に配分すること。

3. 水道事業の健全経営のため、起債に係る公的資金枠の確保や償還条件の緩和を図るとともに、地方公営企業繰出金の繰出基準を緩和すること。

また、地方の実情を踏まえた新たな財政措置等を講じること。

4. 簡易水道等施設整備に係る国庫補助について、補助率の嵩上げや補助対象の拡大を行うなど、財政措置の拡充等を図ること。

また、複数の簡易水道事業が統合して設置された上水道事業及び上水道事業と統合した簡易水道事業について、財政措置の拡充等を図ること。

5. 水道事業体の広域化について、更なる支援体制を整備すること。

特に、水道事業運営基盤強化推進事業については、採択基準の緩和や補助対象の拡大を図ること。

6. 人口減少等の社会情勢を踏まえつつ、下水道未普及地域の整備促進や高度処理の推進を図るため、下水道整備に係る財政措置を拡充すること。
7. 下水道は大量のストックを有し、今後施設の老朽化が一層進行することを踏まえ、引き続き、耐震化も含め、改築・更新に係る十分な財政措置を講じること。
また、近年頻発する豪雨に対処するため、浸水対策に係る財政支援を拡充すること。
8. 下水道事業の経営改善のため、高資本費対策に係る繰出基準の年限要件を見直すとともに、分流式下水道への繰出基準を継続すること。

運輸・交通施策等に関する重点提言

運輸・交通施策の更なる推進、地域生活交通の維持及び地域の振興を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地域公共交通に対する総合的支援

(1) 地域住民の日々の移動手段を持続的に確保するため、地域公共交通確保維持改善事業の予算を十分に確保したうえで、要件の緩和や対象路線の拡充など必要な措置を講じること。

特に、バス路線については、みなし運行回数カット措置等の見直しや地域内フィーダー系統補助について自治体毎に設けられている上限額の引上げを図るとともに、必要となる予算を増額確保すること。

(2) 地域公共交通は、地域住民の移動手段として重要な役割を担っていることから、その維持・確保及び充実やネットワークの再構築に向けた取組に対し、積極的な支援策を講じること。

(3) 交通空白輸送及び福祉輸送を担う自家用有償旅客運送事業者が持続的な運営ができるよう財政支援を行うこと。

(4) タクシー事業の規制緩和については、地域の需要に応じたきめ細かな制度設計が必要であることから、慎重に検討すること。

(5) 公共交通関連施設のバリアフリー化が推進されるよう、財政措置の拡充など十分な支援を講じること。

(6) 都市自治体が実施する免許返納後の高齢者などの交通弱者に対する移動支援に係る財政支援を講じること。

2. ローカル鉄道の再構築に係る支援等

(1) ローカル鉄道の再構築は、経済性に偏った議論がなされないよう、地域公共交通としての利便性・持続可能性の確保を基本として、ローカル鉄道に対する地域の声を十分に反映し、国が主体的に関与・調整すること。

あわせて、沿線自治体や交通事業者等が推進する鉄道の利用促進に係る取組などを積極的に支援すること。

また、自然災害による被災路線の早期復旧と代替交通の確保を図るとともに、鉄道事業者において被災を契機に直ちに存廃の議論に結び付けるこ

とがないよう国として対応を図ること。

(2) 鉄道事業法における鉄道事業廃止の規定については、沿線自治体の意見が反映されるよう、法制度の見直しも含め適切な措置を講じること。

(3) JRを含めた鉄道事業者の持続的かつ安定的な経営が維持できるよう、運行経費の支援など積極的な対策を講じること。

3. 新幹線の早期全線開業等

(1) 整備新幹線については、沿線都市自治体に過度な負担が生じないよう、整備事業費の地方負担のあり方を見直すとともに、建設財源を安定的に確保したうえで、早期に全線開業すること。

(2) 新幹線の利便性向上のため、運送力強化や乗り換え不便の解消、二次交通の充実等に資する支援を行うこと。

また、新駅の開業効果を高めるため、沿線自治体が行う駅周辺地域の道路等の整備に当たっては、社会資本整備総合交付金の重点的な配分を行うこと。

(3) 整備新幹線の並行在来線の安定的な経営維持と利便性向上のため、財政措置の拡充を含め適切な支援措置を講じること。

(4) 基本計画に定められている路線については、整備計画への格上げに向けた調査を実施すること。

4. 港湾・海岸整備事業の促進

(1) 港湾整備事業及び海岸整備事業を促進するため、必要な予算を確保するとともに、国土強靭化の取組を推進すること。

(2) 津波、高潮、高波、海岸侵食等の自然災害から国民の生命・財産を守るため、防波堤及び防潮堤の整備、海岸保全施設等の耐震化など港湾・海岸における防災・減災対策を推進するとともに、必要な予算を確保すること。

(3) クルーズの本格的な回復に向けて、安全で利便性の高いターミナルの整備を図るなど、クルーズ船の受入環境改善に資するハード・ソフト両面からの取組を推進すること。

国土強靭化、防災・減災対策等の充実強化に関する重点提言 (抜粋)

国土強靭化、防災・減災対策等の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

3. 豪雨対策の推進について

(1) 気候変動による豪雨の激甚化・頻発化を踏まえ、「流域治水」の考え方に基づき、河川関係施設等の整備や補修など必要な対策が迅速かつ計画的に実施できるよう十分な予算を確保すること。

また、地方自治体が管理する河川の改修、老朽化対策及び維持管理に係る財政措置を拡充すること。

(2) 近年の降雨の状況を踏まえ、排水機場や排水ポンプ車の増強をはじめとする排水処理体制の充実など、内水浸水対策の強化を図るとともに十分な財政措置を講じること。

(3) 近年の豪雨災害を踏まえ、危機管理型水位計や河川監視カメラの増設、気象観測体制の強化、地方自治体による適時的確な避難指示等の発令に資する新たな技術を活用した防災情報の高度化などハード・ソフト両面の充実強化を図るため、大幅な予算の拡充など必要な措置を講じること。

4. 土砂災害の防止について

(1) 土砂災害に備えるため、砂防関係施設の重点的な整備や気象観測体制の強化など、ハード・ソフト一体となった総合的な対策を講じるとともに、十分な予算を確保すること。

(2) 急傾斜地崩壊対策事業等の着実な整備促進を図るため、採択要件の緩和など財政措置を充実すること。

(3) 土砂災害警戒区域等の住宅・建築物・公共インフラの改修・移転及び擁壁等の対策工事に係る支援制度を充実すること。

また、避難場所として指定をしている施設等を土砂崩れ等の災害から守るために、補強等施設整備に係る財政措置を充実すること。

5. 雪寒対策の推進について

- (1) 市町村道の除排雪及び豪雪被害対策をはじめ除雪業者の除雪待機費用などにも対応できるよう財政措置を拡充すること。
- (2) 雪寒地帯では、低温や凍結融解が繰り返されることによる凍上被害・凍結防止剤散布による塩害等により、冬期における道路施設等の破損が激しいことから、維持、修繕及び更新に係る財政措置を充実すること。
- (3) 人口減少・高齢化の顕著な雪寒地帯における共助による雪処理の担い手確保や安全な雪下ろし体制づくり等を積極的に支援すること。

物価高騰等を踏まえた 地域経済対策の充実強化に関する重点提言（抜粋）

物価高騰等により深刻な影響を受けた地域経済を回復させ、活力ある地域を創造できるよう、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

5. 観光の活性化支援

(1) 観光立国の実現に向け、観光産業の生産性向上・高付加価値化、観光資源の磨き上げなど、都市自治体等が積極的に取り組めるよう支援の充実を図ること。

(2) 旅行者に対する受入環境整備等

1) すべての旅行者が安心・快適に旅行できるよう、滞在・移動等の受入環境整備等に係る十分な財政措置を講じたうえで、その一層の推進を図ること。

2) 観光施設等における多言語対応や無料Wi-Fi等の通信インフラなど、訪日外国人旅行者の地方誘客に資する環境整備を推進すること。

3) インバウンド需要の更なる拡大が期待される中、その需要を確実に取り込むため、空港及び港湾への支援を充実するとともに、免税制度及びCIQ体制の拡充やビザ要件の緩和、国際線やクルーズ船の誘致などインバウンド受入環境の整備に対する支援を強化すること。

あわせて、オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けて、都市自治体が取り組むマナー啓発等に対し必要な支援を行うこと。

(3) 地域の観光業に関わる事業者の資金繰り等、経営の安定化に向けた支援策を講じること。

また、観光産業は人手不足が顕著となっていることから、人材確保や育成等に係る支援など必要な対策を講じること。

(4) 観光地としての国際競争力を高めるため、農林水産物、自然景観、歴史まちづくりなど地域の特性を活かした魅力ある地域ブランドの創出に対する支援を拡充すること。

6. 交通事業者等への支援

- (1) 燃料費や物価高騰等の影響を受けている公営を含むバス、タクシー、地域航空会社等の交通事業者に対して、持続的かつ安定的な経営を維持できるよう、今後の動向を注視しつつ支援策を講じること。
- (2) 燃料油価格等が高騰する中、利用料金等への価格転嫁が困難な中小規模の運送業者等に対する支援を講じること。

7. 公共事業の計画的な実施に支障が生じることのないよう、現下の資材価格の高騰等を踏まえ、補助限度額の引上げを行うとともに、必要な財源を確実に確保すること。

8. エネルギー価格高騰の影響を受けた水道事業に対する支援の充実を図ること。

9. 電力価格の高騰により、下水道施設に係る維持費に多大な影響が生じていることから、安定的な経営が維持できるよう必要な措置を講じること。

10. 積雪寒冷地では燃料油価格等の高騰による影響が大きいことから、生活者や事業者の負担を軽減するため、今後も価格の動向に応じて地域の実情を踏まえた必要な対策を機動的に講じること。